

新町名称募集及び選定要領（改正案）

第 3 条 応募の条件、方法、期間等は次のとおりとする。

（ 1 ）新町にふさわしい名称であること。

（ 修正案 ）

新町にふさわしい名称であること。現在の 3 町の名称でも差し支えないが、できる限り 3 町名以外の新しい名称を公募するものとする。

（ 4 ）応募には、「新町の名称（ふりがな）」、「提案理由」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」を記載するものとする。

（ 修正案 ）

応募には、「新町の名称（ふりがなは、町の読み方まで記載するものとする）」、「提案理由」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」を記載するものとする。

（ 7 ）応募期間は、平成 15 年 11 月 17 日から平成 15 年 12 月 16 日までの 1 ヶ月間とする。

（ 修正案 ）

応募期間は、平成 15 年 11 月 25 日から平成 15 年 12 月 24 日までの 1 ヶ月間とする。

名称選定のスケジュール

公募期間 平成 15 年 11 月 25 日（火）～12 月 24 日（水）

集計期間 平成 15 年 12 月 25 日（木）～平成 16 年 1 月 6 日（火）
年末年始休暇（12 / 27～1 / 4）

第 4 回幹事会 平成 16 年 1 月 7 日（水）

集計結果報告

第 5 回協議会 平成 16 年 1 月 15 日（木）

集計結果報告

選定期間 平成 16 年 1 月 7 日（水）～1 月 26 日（月）

この間、各町で協議会委員との検討を踏まえ、幹事会を少なくとも 2 回開催

第 6 回協議会 平成 16 年 2 月 5 日（木）

名称候補を提案し、この第 6 回協議会で決定

新町名称募集及び選定要綱(案)

第1条 この要綱は、新町名称募集及び選定要領第8条(以下「要領」という。)に基づき、新町の名称募集及び選定に関し必要な事項を定めるものとする

第2条 要領第3条第1号にいう「ふさわしい名称」とは、次のものをいう。

(1) 白石町、福富町、有明町(以下「3町」という。)が、地理的にイメージできる名

前

- (2) 3町の特徴を表す名前
- (3) 3町の歴史・文化にちなんだ名前
- (4) 住民の理想・願いのこもった名前
- (5) 全国的にアピールできる名前
- (6) その他新町にふさわしい名前

第3条 要領第3条第3号にいう「居住する者」とは、応募の住所が3町内にある者で、平成15年11月から名称決定までの間、居住した事実のある者とする。

第4条 選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 公募締め切り後、事務局で集計し、集計結果を速やかに幹事会に送付する。
- (2) 現在の町名が公募された場合、次により取り扱うものとする。

新設合併が確認されており、現在の町名を使用した場合、吸収合併されたイメージを与えるため、その選定にあたっては慎重であること。

現在の名称は、新町の名称候補の対象とはするが、それ以外の名称を使用することを基本とし、ふさわしい名称がなかった場合に考慮することとする。

- (3) 幹事会は、速やかに開催し、協議により新町にふさわしい名称を平成16年1月26日までに5作品程度選定する。なお、協議による選定が困難な場合は、幹事全員による投票にて選定する。

第5条 名付け親大賞等の抽選は、次により実施するものとする。

- (1) 名付け親大賞は、会長が抽選するものとする。
- (2) 名付け親賞は、3町の長及び議長(会長を除く。)が抽選するものとする。

平成15年11月17日

公募について確認